

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務に係る基礎項目評価書【法定・都単独事業】 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本件評価は、しきい値判断においては、重点項目評価に該当するが、より適切な特定個人情報の保護を確保するため、全項目評価として実施するものである。

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和6年9月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務
②事務の概要	・障害者総合支援法及び障害者総合支援法施行細則に基づき、精神疾患のために継続的に通院による治療を受ける必要がある者を対象に医療費の助成を行う。申請者から申請があった場合、区市町村及び都で資格審査の上、受給者証を申請者に交付し台帳管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、障害者総合支援法及びその他法令の規定に従い、次の事務に使用している。 ア 所得区分及び自己負担上限額の決定、都への進達(区市町村) イ 支給認定審査 ウ 受給者証の発行、交付 エ 台帳管理
③システムの名称	医療費助成事務システム(精神通院)

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援医療費(精神通院)認定事務ファイル(精神通院)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	【法定】 番号法第9条第1項 別表 第117の項 内閣府総務省令第5号第60条 【都単独事業】 番号法第9条第2項 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一第4項 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条 【区市町村】 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【法定】 番号法第19条第8号 内閣府総務省令第7号第19条、第30条第12項、第44条、第55条第6号、第7号、第55条の2、第55条の3 【都単独事業】 番号法第19条第16号 番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第3条 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一第4項 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条 【区市町村】 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都立中部総合精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
東京都内各区市町村長、支払基金	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都立中部総合精神保健福祉センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒156-0057 東京都世田谷区上北沢2-1-7 電話03-3302-7871(代表7575)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2024/9/17	いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

[illegible]